

平成 28 年度第 2 回印西市安全で安心なまちづくり推進協議会

期日：平成 28 年 12 月 26 日（月）

午後 1 時 30 分～3 時

場所：市役所本庁舎 4 階 41 会議室

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 印西市犯罪被害者等支援条例の制定について
 - (2) 今後の予定について
- 3 閉会

出席者委員（8名）

- 1号委員 鈴木 道夫
- 1号委員 林 和行
- 2号委員 加藤 哲夫（会長）
- 2号委員 大塚 延男
- 3号委員 片爪 英隆
- 3号委員 宮脇 知美
- 3号委員 海老原 稔
- 3号委員 海老原 宏

欠席委員（4名）

- 3号委員 太田 正（副会長）
- 3号委員 青柳 和江
- 3号委員 板倉 裕幸
- 4号委員 澤口 義昭

出席職員

事務局

- 市民安全課長 川嶋 一郎
- 市民安全課主幹 吉野 徹
- 市民安全課主査 篠田 正彦

傍聴者（1名）

《議事録》 (要点筆記)

(事務局) 課長

- ・挨拶
- ・会議資料の確認
- ・欠席委員の報告
- ・議事進行を加藤会長へ依頼

(議長) 加藤会長

- ・会長挨拶
- ・会議録の署名者の指名 (大塚委員、海老原稔委員を指名)
- ・会議録の公開について
- ・傍聴者の報告 (傍聴者1名あり)

それでは審議に入ります。

議題の(1)「印西市犯罪被害者等支援条例の制定について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

第1回協議会後の条例制定に向けた取り組みをご報告させていただきます。12月6日～19日までパブリックコメントを実施するとともに、条例の法規審査を総務法規班と同時進行で進めております。パブリックコメントの結果ではありますが、委員からの意見書はありましたが、市民からのご意見はありませんでした。委員からの意見書につきましては前回の質問と併せ、後程ご説明させていただきますと思います。

それでは、前回お示しした印西市犯罪被害者等支援条例(案)に修正を加えました点からご説明を致します。

配布資料の「条例案の新旧対照表」をご覧ください。

まず、旧条例案と大きく変わった点をご説明致します。条文の順番を入れ替えた点です。第6条以下の具体的な施策として、第6条に相談及び情報の提供等、第7条に見舞金の支給、第15条に転居費用の助成、第16条に市民への啓発活動など、第17条に民間支援団体に対する支援の順でありましたが、これでは見舞金制度の条例と読み取れるとのご指摘がありました。施策の重要度を勘案し、次のように変更いたしました。1番に「相談及び情報の提供等」、2番に「市民等の理解の推進」、3番に「民間支援団体等への支援」として、お金に係る支援策、見舞金と転居費用に関しては後ろに移してあります。

では、条文ごとの説明に入ります。

第1条、目的ですが、旧条例案では「自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、犯罪行為により不慮の死を遂げた市民の遺族又は重症病を負い若しくは障害が残った市民への支援」この部分につきまして、新条例案に、この部分だけを捉えると、見舞金支給の要件と見間違うとのご指摘もありました。実際に犯罪被害に遭った人が、相談に来るのに敷居が高いのではないかとのご指摘もありました。この部分に関しては、新条例案では「市における犯罪被害者等の支援」に修正致しました。短い文言に致しました。

ちょっと脱線しますが、配布資料の「印西市における犯罪被害者等支援イメージ図」をご覧ください。犯罪被害者等支援の相談窓口は市民安全課が指定されております。犯罪被害に係る相談を受け付けています。聞き取りには細心の注意を払って、急がず、慌てさせずに犯罪被害者等のニーズを把握し、必要な支援策を検討します。一緒に各種窓口を廻り不安を和らげるとともに、支援策の中には見舞金や転居費用の助成も検討されています。また、関係機関や他の自治体への橋渡しも致します。このような説明をイメージ図で表しております。条文の説明に戻ります。

第2条、用語の意義です。旧条例案では「犯罪被害」と「重症病」を記載していましたが、条文の中で使用しなくなりましたので、代わりに「犯罪等」「犯罪被害者等」「関係機関等」「市民」「市民等」の意義を記載することと致しました。

第3条、基本理念ですが、内容に大きな変更はありません。

第4条、市の責務ですが、2項については用語の意義で「関係機関等」を説明していますので、「関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。」と簡潔にしました。

第5条、市民等の責務ですが、用語の意義で「市民等」とは市民並びに事業者との意味であります。犯罪被害者等は犯罪等による精神的な被害や刑事手続きによる負担について事業者の理解が得られないと雇用関係を維持することが困難になることから、重要なことと考えて「事業者」を加えました。また、旧条例案では「必要性についての理解を深め」とありましたが、曖昧な表現との指摘がありました。新条例案には「犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないように十分配慮する」に変更しました。さらに「犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう」の部分は第7条「市民等の理解の推進」で重複することから省略しました。

第6条、相談及び情報の提供等ですが、条例の中核をなす部分となります。旧条例にあった「犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため」との前置きを削除し、「犯罪被害者等が直面している各

般の問題について相談に応じる」を強調する狙いがあります。住民が一番身近な市として、犯罪被害者等が住みなれた地域社会で、再び平穏な生活を営むことを支援致します。宣言する部分であります。

第7条、市民等の理解の推進ですが、前回の条例案では「市民への啓発活動等」でしたが内容については大きな変更はありません。

第8条、民間支援団体等への支援ですが、「その他の犯罪被害者等の支援に関するもの」を加えることにより、現在の支援団体だけでなく、今後支援活動を始める団体や個人に対しても情報提供や支援を盛り込みました。

第9条、見舞金の支給です。支給の要件と見舞金の種類に条文を分けました。見舞金の支給要件の中で、旧条例案では「重傷病」を使っていましたが、新条例案では「傷害」に変更しました。理由は「重傷病」という言葉が多くの方に馴染みがないことや、傷害で「医師の診断により、全治一カ月以上の加療を要するものに限る。」とした方が分かりやすく、その被害が原因となり後遺症が残る場合は再度、医師の診断によるものと考えられます。

第10条、見舞金の種類については、重傷病見舞金が傷害見舞金に変更となりました。内容については変わっていません。

第11条、遺族の範囲及び順位、以下、第12条、見舞金の支給制限、第13条、見舞金の額、第14条、見舞金支給に関する特例まで、内容の変更はありません。

第15条、見舞金の支給申請ですが、国の給付支給法の法律に倣い「申請の時効」を明記してあります。いたずらに時を無駄にしないということが狙いがありますので、旧条例案にあった「ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。」を削除致します。

第16条、支給の決定ですが、旧条例案にあった「規則で定めるところにより」を削除致します。これは最後、第21条の委任に明記してあります。

第17条、見舞金の返還ですが、内容の変更はありません。

第18条、転居費用の助成ですが、新条例案では、転居費用の助成、助成の額及び準用に分けてあります。旧条例案では「犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったものに対し、規則で定めるところにより」を新条例案では「当該犯罪行為による被害が発生した日以後に転居(最初の転居に限る。)した場合」に変えてありますが、内容的には変わっていません。文中、(市長が定めるものに限る。)については、自宅が事件現場になったためとか、自宅付近が犯行現場になったためなどの、事件を思い出してしまうなどが、考えられます。

第19条、助成の額については「5万円を限度に」と施行規則に記載していたものを条例に明記しました。

第 20 条、転居費用の助成に関する準用を最後に記載していますが、内容の変更はありません。

条例に関する説明は以上になります。

続きまして、平成 28 年 11 月 28 日開催の第 1 回印西市安全で安心なまちづくり推進協議会における委員からの意見及び後日文書による意見書の提出がありましたので、市としての考え方をご説明致します。

配布資料の「印西市犯罪被害者等支援条例の制定に係る委員からの意見について」をご覧ください。

まず、前回協議会の中での質疑ですが、

意見 1、ストーカー行為による殺人、傷害は、見舞金の支給対象になるのか。との質問に対しまして、被害者と加害者との間に面識があれば見舞金の適用は出来ないとの考えを説明したところではありますが、訂正をさせていただきます。加害者と面識がある場合でも、加害者は元夫、同僚、同級生、ファン、片想いなど様々で、警察への相談有無に関わらず、被害者の意思に反し、思わぬ結果となりますので、見舞金の支給適用が妥当と考えます。

次に意見 2、警察に被害届を出していないと、見舞金支給の適用にはならないのか。とのご質問に対しまして、犯罪等が起きた場合、必ず警察に被害届を提出し相談するのが常識と思われ、と説明したところではありますが、説明不足がありましたので追加させていただきます。

時には警察に相談しにくい、性犯罪やストーカー行為などで被害を被った場合には、先に市に相談があつてから、後で警察に届出をする場合が考えられます。実際に被害が確認されれば、見舞金の支給適用を考えます。

以下は、文書による意見書の提出がありましたのでお答え致します。

意見 3 ですが、なぜに今、条例制定が必要なのか、とのご質問ですが、犯罪に絶対に遭わないと断言出来る人はいません。国は法律で犯罪被害者等に関する支援策を示し、計画的に進めています。印西市としては、市民が犯罪被害者等になった際の基本的な支援策を早急に整備するとともに、市には犯罪被害者等の相談窓口があります。市民の皆様の温かいご理解とご支援をお願い致します。事業者は従業員に犯罪被害者等がいたら、勤務、就労に配慮してくださいなど、地域社会の中でそれぞれの役割を明記することにより、安心して暮らせる地域社会づくりが実現できるものと考えます。

意見 4 ですが、犯罪被害者等を支援するため、「総合的に推進し」、「適切に途切れることなく行う」ことを明言しているので、もっと多くの施策を盛り込むべきではないか。とのご質問ですが、具体的な施策として、①相談及び情報

の提供等、②市民等の理解の推進、③民間支援団体等への支援、④見舞金の支給、⑤転居費用の助成、と5つの施策を予定していますが、これで全てを網羅できるとは考えていません。基本となる条例に基づき、実際に推進していく中で、足りない施策などが出てくれば、その都度検討を加え、犯罪被害者等に提供できる施策の拡充を検討して行きたいと思えます。

意見5ですが、給付支給法の法律には、「重傷病又は障害」とあり、旧条例案でもこの言葉を引用していたのに、新条例案では「傷害」と変更した理由は、とのご質問ですが、条例の中でご説明しましたとおり、「重傷病」という言葉に多くの方が、馴染みがないこと、「療養1カ月以上の負傷又疾病」の意味ですが、傷害でも「医師の診断により、全治1カ月以上の加療を要するものに限る」とした方が分かりやすく、その後に後遺症が残る場合には再度医師の診断によるものと考えています。

意見6ですが、傷害見舞金が「全治1カ月以上～3カ月未満」と「全治3カ月以上」の2区分であるが、千葉県内先進3市町、成田市、神崎町、多古町では「全治2週間以上～1カ月未満」を入れているので、盛り込んでどうか、とのご意見ですが、全国の先進例ですと1区分か、2区分となっておりますので、当市は2区分で進めさせていただきます。ご理解をお願い致します。

最後に、意見7ですが、民間支援団体等への支援の中で、千葉犯罪被害者支援センターだけでなく、「今後、他の犯罪被害者等支援を目指す民間団体」が出てくるかもしれないので、明記した方が良いのではないかと、ご意見ですが、ごもっともであります。支援活動を始める団体や個人に対して、今後、そういった動きを示す、委ねるところがあれば情報提供などの支援を行います。

以上が委員からのご意見に対する市の考え方であり、ご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)

只今の説明について、ご意見、ご質問等がありますか。

(委員)

パブリックコメントがゼロではありますが、パブリックコメントで配布された資料と(この)条例案の形が違うのではないかと。パブリックコメントでは書き方や内容が違ってきます。市民に対して違うものを出して意見を求めたのではないかと。

(事務局)

最初に前回協議会後の経緯をご報告した中で、パブリックコメントは12月6日から実施し、並行して内部の法規審査を受けていたわけですが、法規担当から指摘を受けた部分について、今回は修正した条文をお配りしております。

(委員)

パブリックコメントで意見を求めた資料と実際のもの(条文)が違うのは変ではないか。市民に公表している資料と庁内の資料が違うのでは、信頼感が薄れるのではないかというのが、一点。

それと、「重傷病」から病気を外したこと。ストーカーなどで精神的な病は、怪我ではないため、PTSD、ノイローゼなどの支援は受け入れないのですか。この体系だと怪我をしないと(見舞金支給)申請できないとのことですが、「医師の診断による判断」とのことで、精神的に病んでしまった場合でも(申請)出来るように読み取れてしまう。条例の第2条で「心身」とあり、心の病も支援の適用になるのではないか。この部分がよく分かりません。

第6条の総合窓口が市民安全課とのことですが、条例に記載しても良いのではないか。

また、条例の順番ですが、第12条でいきなり支給制限になっており、第12条に申請を入れて、第13条から支給制限にしてはどうか。

それと第9条で犯罪があった時に市民とあるが、単身赴任や学生で市外におり、住民票などがある場合はどうなのか。

(事務局)

住民票がなければ(見舞金支給の)対象外になります。

(委員)

はっきりさせた方が良いのではないか。また、転居に関する事で、心身の問題で、「犯罪行為の被害により」という書き方だと、心の病気が入るのか入らないのか。転居する場合は市内なのか市外なのか。

(事務局)

転居はどちらでも構いません。発生した時の市民に限ります。

(委員)

第18条(転居費用の助成)に、「市長が定めるものに限る」とあるが、市長の定めるものとは、どこに記載があるのか。

(事務局)

施行規則の様式4号の中に記載してあります。

※ 「自宅が事件現場になった」「自宅付近が事件現場になった」など。

(委員)

では、転居費用助成申請書に移りますが、申請履歴に関して意味が分かりませんでした。傷害被害についての意味と、2枚目の転居に必要な事情ですが、転居前に必要なのか。

(事務局)

転居する前に何らかの理由があったと思います。

(委員)

理由よりも市内に住んでいれば要らないのではないか。持ち家や賃貸で理由が変わるのではないか。その辺が気になりました。

最初に戻りますが、精神的なもので怪我は無いけど、そこに住みたくない、ご近所の手前などの理由では難しいのかなと感じました。

(事務局)

医師の診断等によるものだと思いますし、相談を受けてからゆっくりと時間を掛けてお話を聴いて行くしかないと思っています。

(委員)

総合的窓口は大変だと思います。印西市の犯罪状況で「重傷」と診断されるものはどのくらいあるのか。件数的にはどのくらいを見込んでいるのか。

(事務局)

印西市内だけの犯罪に重きを置いていません。どちらかというと、市民が仕事や学校の関係などで市外に出て、向こうで犯罪被害に遭う可能性が高いと思われる。

(委員)

参考まで、過去のデータはありますか。

(事務局)

過去3年間の印西市内における犯罪発生状況をみますと、重要犯罪は1件

か2件、傷害は10件位ありますが、東京の方での犯罪やテロ等に巻き込まれることも考えられますので、そちらの方が（可能性が）高いと思われます。よって、印西市内（の犯罪発生件数）には重きを置きませんでした。

（委員）

わかりました。

（事務局）

パブリックコメントの資料と本日の資料が違うとのご指摘ですが、法規審査を受けていた条文形式では硬いと言うイメージがあることから、パブコメ資料は条例を分かりやすい文言に変えただけで、内容に大きな変更はありません。

（委員）

書き出しに対して疑問を感じた訳であり、新しい形かと思いました。

（事務局）

既に条例が制定されていて、一部改正の場合は、第何条、目的とか明記しますが、他市のパブリックコメントの例を見ましても、新規条例の場合は、こういった（平易な文体の）書き方をしています。

（委員）

条例ができた時に、パブリックコメントで意見がなかったからよいものの、意見が出ていたら、形が違うではないかと言った指摘が出るのではないかと、余計な心配を致しました。

（事務局）

見舞金の部分など、パブリックコメントでは要約した方が良い（助言）と言われた関係で、そのようにした次第です。

（委員）

市民からすると、違和感があるように思えました。

（事務局）

内容的には変えず、市民に分かりやすいように趣旨を要約した次第であります。

(委員)

公表するのは条例であり、解説書ではないですよ。この条例の解説書はお作りになるのかもしれませんが、市外の事件とかで被害を被ったとか、まったく新しいニュアンスなので、市民に（意見を）募集するのは大変勇気がいる。

(委員)

前回、文章がおかしいと話が出まして、ストーカーなどでは助成が出ないとなっていました。委員から助成が出ないのは可哀想であると意見がでましたので、意見の1で、ストーカー被害にも助成が出来たと思います。私も良いと思います。難しい条例ですと言葉が難しくて分からない。条例を直す市の方も苦労したのではないかと思います。これだけの対応をしてくれたのは感謝しています。

(事務局)

前回、委員の方達からも、文言が固いとか、やわらかくならないのかのご意見がありました。その辺を考慮に入れ、今も法規と詰めております。

(委員)

これで本決まりってことではないですよ。

(事務局)

今回の協議会で出た意見を法規と擦り合わせまして、もっと良いものをと考えております。

(事務局)

今、委員からいただきました意見で、第何条とかを付けてパブリックコメントをやることについては、今後、内部で検討させていただき、意見を反映させていくような方向で考えます。

(議長)

わかりました。他にご質問はありませんか。

(委員)

条例を作る際、法規審査などを経た後に、最後は議会で承認されなければならないと思いますが、議会に対しての働きかけなどはどうされるのですか。

(事務局)

議会への事前説明でございますが、市独自の条例というか、全国的に例のないような施策を条例化するような場合とかは、議会の全員協議会というものがあまして、議員のみなさま全員の前で、条例案を上程する前に説明することはありませんが、犯罪被害者等支援条例は全国の多くの自治体で制定されているものでありますので、前もって議会に対しての事前説明は予定しておりません。

(委員)

わかりました。

(委員)

転居費用助成申請書の様式ですが、被害者の年齢の記入欄を修正してください。

(事務局)

(生年月日の後に年齢を記載できるように変更) わかりました。

(委員)

犯罪は未然に防止することが一番ですが、この前、東京であった事件でも行政は出てこないのですが、警察と被害者の二者間が主であり、行政に言えばもっと被害が少なかったように思える。警察が謝っていましたが、警察と行政と被害者と三者一体となるべきではないか。警察は行政に何も連絡はしないのでしょうか。

(事務局)

警察は、福祉や医療関係の場合に、事前に市の担当部署に連絡して、支援をやって頂けるのか確認してから、市へ案内しています。警察で受けるのは、犯罪や被害の関係だけであり、処罰をお願いしますと言う被害届を受理して捜査をします。しかし、犯罪被害にあった影響で傷を負ったので、これから働けないとか、そういったことになった時には、市の福祉関係の窓口に行ってください、相談していただくしかありません。警察は事前に市に連絡を入れて案内しています。そして医療福祉の方で、通常行っている、一般の方と同じ支援を受けることとなります。犯罪被害者支援だからもっと濃い支援とか、そういうことは期待できません。

(委員)

(被害の深度が) 進んだ状態の時だけですよね。

(事務局)

犯罪被害者になる前に、我々が犯罪未然防止の関係で活動しているわけですが、犯罪被害者についても支援をしていかないと、安全な街づくりになっていかないのかなということで、この条例を作ろうとしているわけでありませう。

(委員)

事件が起きた場合に警察から連絡が来ないと、市としては動けないということでしょうか。

(事務局)

個人情報の問題があり、警察も対応が難しいと思います。市がアンテナを高くしても、警察が個人情報を守ることですから、市の方には情報は入ってきません。今やられているのは、警察は被害届を受けて、被害者が裁判をやる場合に付き添いをしてくれるのはどこかという時に、千葉犯罪被害者支援センター、これは民間ですが、そこの方が裁判所に行って手続をしてくれたり、一緒に傍聴してくれたり、隣にいて寄り添うことで、その人の被害を少しでも軽減できればということを行っています。これまでは、市は犯罪被害者支援活動の中に入っていただけでした。この条例を作ることで、市も積極的に関わっていただけますよということになりますので、非常に大きな進歩だと思います。

(委員)

千葉県内で行われているのは、見舞金は3つの市や町であり、印西市がやれば4つ目、条例は5つの市でありますから、6つ目。全国的にも少ないと思います。そういった中で、条例の制定に向けての取り組みは素晴らしいですが、中途半端になってはならないと思います。ただ見舞金を支払って終わりではなく、印西市独自の対応を考えるべきではないでしょうか。例えば引っ越し場合でも、ただ5万円助成するとかだけでなく、URなどの公団住宅に優先で入居出来るような対応はどうか。これから先進事例となるわけですし、今までにあった条例と同じではなく、まだ時間があるでしょうから、もう一つ二つメニューを入れていただければと思います。

(事務局)

基本となる部分を通していただいて、必要な部分がでてくれば、その都度検討していきたいと思っています。

(委員)

そのことを、どこかに付記されますか。

(事務局)

条例というのはコアな部分で作られています。URの賃貸の件など、委員から良い意見をいただきましたので、その辺も検討させていただければと思いますが、細かい部分に関しての施策については、毎年この協議会を開催して、前年度の状況などの報告や、施策の一覧のような資料を作成しまして、協議会にかけて参りたいと考えております。細かい部分を全て条例に入れてしまいますと、改正の繰り返しで時間を費やしてしまうため、細かい施策に関しましては、この協議会で意見をいただき、それをまとめて、その年度以降整理しまして、随時やっていけるような形をとればと考えております。

(議長)

他にご質問はありますか。

(委員)

被害届ですが、被害が東京の場合だった時でも、住んでいる地域の印西警察署に届け出るのでしょうか。

(事務局)

事件が発生した場所の警察署になります。

(委員)

そうすると東京で通り魔的な被害にあった場合などは、東京の警察に被害届を出すので、印西市には連絡が来ないということでしょうか、被害者が市に相談をして、そこから動くということになるのでしょうか。

(事務局)

被害者から相談を受け、個人情報に関係で、被害者から同意が得られれば、事件発生場所の警察署に照会をかけることが出来ます。もちろん警察から回答が得られるのは必要最低限のものだと思います。

但し、これは国内に限ります。海外ですと外務省や警察庁でも回答や情報が

返ってくるか分からないとの事です。

(委員)

海外留学中などで、事件事故などの場合は、市の制度が知られていないと、家族が困ると思いますので、周知の方をお願いします。

(事務局)

海外の場合は、市の条例だと限界がありますが、国の法律で施行される予定であると聞いています。また、海外ではテロが頻発していますが、日本の警察もテロ対策に力を入れ、人の多く集まる場所で警戒を強化しています。

(委員)

わかりました。

(議長)

稲毛で中学生の女の子が監禁された事件で、犯人は東京に引っ越し、被害者の女の子は埼玉県ですが、逮捕したのは警視庁で、女の子は埼玉県の朝霞市の条例が適用になると思うのですが、事件後の措置がどうなっているのか分かりません。もちろん個人情報に関係で公表もされない。警察の観点から申し上げますと、被害届が出たからと言って、すべて報道発表しているわけではありません。関係者のプライバシーもあり、市に情報を出せないのも理解できます。その辺が難しいところで、被害者の方が相談に動き、そして初めてわかる。その時点で警察に被害届を出して相手を処罰してもらうようになります。

(事務局)

警察ができないことはお金に関することと福祉の事です。事件を捜査することしか警察はできません。あとは被害者に遭われた方に寄り添うことだけです。

(議長)

警察が出来ないことは、犯罪被害者支援センターで行っています。警察は犯人を捕まえて裁判にかけるのが仕事です。ですから被害者に寄り添って裁判所について行くとかは警察はやらないので、犯罪被害者支援センターの人がついていってアドバイスしたりしています。被疑者の人権は守られているのに、被害者に対するフォローが出来ていないように思います。市の対応にも限界があると思いますから、民間の団体とも協力し合って処理していくことになると思います。

(委員)

この条例は、見舞金支給に関することが殆どであり、条例の目的とか基本理念をないがしろにされているように思えます。見舞金支給については細かく定めているが、条例の目的は、犯罪被害者等を支援する施策を総合的に推進するというのではないのか。この条例にその内容が謳われていないと思います。県内では印西市は4件目になるということで、それは凄いことだと思いますが、どうせやるなら、目的や理念に沿った内容の条例でないと、最低限から出発して必要に応じてその都度改正改訂していくのは、ちょっと消極的ではないかなという印象を個人的に思います。犯罪被害者の支援の内容を中心に考えている条例であるならば、その内容を具体的に明文化するべきではないかと思います。見舞金を支給して少しでも助けてあげる気持ちも大切ですが、もっと大きな目的は、犯罪に遭われた方の気持ちをどうやってカバーするかのほうが、より重要ではないかと個人的に思います。

(委員)

犯罪被害者等が相談しに来なければ分からない。どんな条例を作ったらいいのか初めてだから分からないと思うし、どういう風に助けてあげればいいのか分からないと思う。この条例案でも私は良いと思う。最初ですから。警察は知っているが、市の方は被害者が相談に来なければ分からない。犯罪被害者はどういうことを助けて欲しいのか、相談に来なければ分からない。それでどうやって条例を作るのかってことになっていきますが、分からないと思います。犯罪被害者等が相談しに来てから内容を判断するものであり、相談内容は様々だと思います。いかに最初からいい条例を作るかと言っても無理だと思います。条例ができて市町村を参考にしているしかないと思います。

(事務局)

どこの市町村の条例も相談の部分に重きを置いています。犯罪被害者等が相談に来なければ対処できないですよというスタンスです。ですから相談窓口は広く取って行きます。その中の支援策で犯罪被害者等の生活を取り戻すための協力を関係機関と一緒に致します。見舞金などは支援策の中の一つであり、見舞金を支給するにあたり、基本的な制限をしなければならぬ部分に関しては細かく条例に明記することになりますので、どうしてもお金に関する部分については条文が厚くなってしまいます。ただ、前回から今回にかけて少し改正させていただいたのが、見舞金の部分は後ろに、前の方に（相談等）重要度を増すように整理させていただきました。

(議長)

性犯罪に関してですが、被害届が出ないケースがあります。泣き寝入りのものもあると思います。その時に、市の相談窓口で初めて分かる場合があるかもしれない。いろいろなケースがあるので、まず相談窓口を作ることが重要ではないか。

(委員)

今までにそうした事例がありましたか。

(事務局)

未だ扱ったことはありません。ただ、条例が出来て公表すれば、かなりそうしたことが期待できるのではないかと思います。特に、陰湿ないじめなども早めに情報としてキャッチし、警察などの関係機関に通報して、対応が早くなるのではないかと思います。

(委員)

いじめの場合は、教育委員会ではなく市民安全課でも良いのですか。

(事務局)

当課でもかまいません。教育委員会と協力して対応致します。

(委員)

知りませんでした。相談窓口を周知することで被害者等が相談し易くなるのではないか。相談窓口であると看板を出すとよいのではないか。看板を被害者が見て相談に行くかもしれない。

(議長)

他に、ご質問はありますか。

(委員)

キャッチフレーズで、「犯罪被害者の支援～犯罪を許さない印西市～」などと、ネーミングを追加してみてもどうか。もちろん犯罪を防ぐことが第一前提であります。もし万が一、犯罪にあったら支援します。相談にのります。頼もしい相談窓口がありますとか。印西市外は難しいかもしれないが、少なくとも市内では犯罪を起こさせない。

(事務局)

条例には、市民に対する理解の推進などが入っています。そのためには教育現場に対する情操教育として、「命の大切さ」を講演でやっていただくなど、徹底的にやっているのですが、犯罪被害者支援という文言は、市民の耳には届いていないのが現状です。

(議長)

印西市は、「住みたいまち」5年連続日本一ですから、このような条例は必要ではないか。安全安心じゃないと住みたいと思わないと思いますから、このような条例は良いのではないのでしょうか。安全安心が一番です。

(議長)

他に、ご質問ありますか。

(「ありません」の声あり)

ご審議ありがとうございました。

犯罪被害者等支援条例については、概ね原案通りでよろしいでしょうか。

《全員了承》

(議長)

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。

議題(2)「今後の予定について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

今後は、本日のご意見等を踏まえ、条例案の調整を行い、協議会の答申を市長宛てに1月上旬までに行うこととします。また、1月上旬に総務課へ条例案を提出致します。

答申書は、後日、各委員の皆様へ送付させていただきます。また1月下旬から2月上旬頃に本日の議事録を各委員の皆様へ送付させていただきます予定です。

なお、条例ですが、1月中旬に行われる法令審査会、政策調整会議を経て、2月から3月に行われる平成29年第1回定例会へ上程する流れとなっております。

議会にて議決された場合は、3月中に印西警察署と、事件の事実照会などが可能となる協定を結ぶ予定であります。

この流れで予定通り進みましたら、平成29年4月1日施行となります。

続きまして、今後の協議会ですが、今年度の協議会は今回が最後となります。次回は来年度となりますが、防犯カメラの設置及び管理に関することについて、議題として開催していきたいと考えておりますので、資料等の準備が整い次第、順次、皆様にお知らせして開催して参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

また、団体の役員になられております委員様で、来年3月末で任期が切れる委員様におかれましては、4月以降の役員に引継ぎの話をさせていただけると助かりますので、よろしくお願い致します。

以上です。

(議長)

只今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(委員)

先程のことですが、周知が重要でありますので、一般市民への周知はどうするのか。広報紙などでするのですか。

(事務局)

広報いんざいや市のホームページ、町内会自治会回覧などで、まず対応を考えていきたいと思えます。

(事務局)

周知させる時に重要なのは、この立場にならないと分からないのですが、ホームページなどで継続して公表していく、市民の方が必要になった時すぐに分かるように体制を整えていきます。継続して周知していきます。

(委員)

市議会議員さんにも周知して、協力してもらってはどうか。

(事務局)

わかりました。なお、条例が出来た際には、警察庁の方にも情報を流して、警察庁から公表していただければ、全国的にも広まるのではないかと考えております。

(委員)

個人的な提案ですが、この会は事務局の議案を審議することが中心だと思うのですが、12人の社会経験豊富な方達がお集まりですので、フリートーキングで、どうしたらもっと安全安心な印西市ができるかをディスカッションする場を1回開催してみてもはどうでしょうか。良い意見が出て、市行政に反映できれば良いと思いますので、事務局の方では是非ご検討いただければと思います。

(事務局)

わかりました。

(議長)

他にご質問はありますか。

無いようですので、以上を持ちまして、議事はすべて終了致しました。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

以上を持ちまして、平成28年度第2回印西市安全で安心なまちづくり推進協議会を終了します。

～議事終了～

《使用した資料》

- 1 会議次第
- 2 座席表
- 3 印西市犯罪被害者等支援条例（案）の修正について
- 4 印西市犯罪被害者等支援条例（案）
- 5 印西市犯罪被害者等支援条例施行規則（案）
- 6 条例案の新旧対照表
- 7 印西市犯罪被害者等支援条例の制定に係る委員からの意見について
- 8 印西市における犯罪被害者等支援イメージ

印西市安全で安心なまちづくり推進協議会の会議録は、事実と相違ないのでこれを承認する。

平成29年 2月15日

印西市安全で安心なまちづくり推進協議会

署名委員

久保延男

署名委員

海老原 稔